平成２４年（フ）第１１０号
宮崎県日向市永江町１丁目156番地サニーハイツ101号
債務者　飯田　賢作
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１１１号
宮崎県延岡市方財町215番地28、住民票上の住所宮崎県延岡市山月町１丁目4728番地２
債務者　長渡香代子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１１４号
宮崎県日向市浜町１丁目39番地
債務者　工藤　敏行
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１１５号
宮崎県延岡市恒富町１丁目６番地５　伊東コーポ101
債務者　阿部　博幸
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第３５４号
沖縄県那覇市前島３丁目６番12号　めぐみアパート202
債務者　森根　盛繁
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８９号
福井市三郎丸町第25号７番地15、旧住所福井市江端町第８号12番地
債務者　白竹　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
長野県伊那市西町6021番地
債務者　太田　恵美
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２２９号
兵庫県宝塚市安倉北２丁目12番７号
債務者　奥村　欽司
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２３５号
兵庫県伊丹市森本５丁目95番地３
債務者　山本国彦こと　陳　　春碩
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２４７号
大阪府東大阪市本庄２－７－10―404、住民票上の住所兵庫県伊丹市鴻池１丁目２番７－B246号
債務者　熊田　富男
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１７６号
徳島県徳島市中昭和町３丁目48番地の１
債務者　正村　和男
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
佐賀県唐津市相知町伊岐佐甲26番地２
債務者　田久保康弘
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５６号
佐賀県唐津市石志2831番地
債務者　進藤　徳幸
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５９号
佐賀県唐津市神田504番地59
債務者　二宮　美子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第６６号
佐賀県唐津市肥前町中浦1683番地、1684番地合併
債務者　川添トシ子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第７２号
佐賀県唐津市七山白木1293番地２
債務者　田中　幸二
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１９３号
盛岡市夕顔瀬町14番17―811号、旧住所東京都世田谷区下馬２丁目３番15―210号
債務者　佐藤　誠芳
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１９８号
盛岡市北天昌寺町６番１号
債務者　佐藤美和子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部